

第8回 湧水町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和6年2月27日(火) 午前9時～午前10時00分
2. 開催場所 いきいきセンターくりの郷 研修室1. 2
3. 出席委員 14名
会長 15番
会長代理 1番
委員 2番 4番 5番 6番 7番
8番 9番 10番 11番 12番 13番 14番
4. 欠席委員 3番
5. 議事日程
 - 1 開会
 - 2 議事日程について
 - 3 議事録署名委員の指名について
 - 4 会期の決定について
 - 5 事務局報告
 - ① 合意解約報告書 (28件)
 - ② 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 (3件)
 - 6 付議事件及び順序について
 - 日程第1 農業経営基盤強化促進法の資格審査について (議案 1件)
 - 日程第2 農地法第3条に規定による所有権移転の許可申請について (議案 3件)
 - 日程第3 令和6年度農作業標準賃金及び作業料金の決定について (議案 1件)
 - 7 その他農政一般事項
 - 8 閉会
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 局長補佐 管理調整係長 事務補助員

議長 それでは只今から、第8回湧水町農業委員会定例総会を開催します。日程にしたがい議事を進めます。議事日程につきましては、事前に配布したとおりです。

議長 本日は、〇〇委員より病気療養のため出席できない旨の申出がありました。

議長 議事録署名委員を指名します。会議規則第23条第2項の規定により、本日の議事録署名委員は、1番〇〇代理と2番〇〇委員を指名します。

議長 会期決定の件を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日限りといたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。次に、事務局報告に移ります。まず、合意解約申出書が28件提出されています。事務局の説明を求めます。

事務局 1ページです。①合意解約申出書28件です。番号1。貸人、霧島市溝辺町 〇〇〇〇。借人、湧水町恒次 〇〇〇〇。土地の所在 湧水町田尾原字川井田〇〇〇〇 地目は田 面積は〇〇〇〇㎡ 外1筆 計2筆 〇〇〇〇㎡であっせん等の希望は無です。契約の期間は令和4年3月25日から令和14年3月31日。解約の理由は規模縮小のため。利用権の種類は賃借権。土地の引渡しの時期は令和6年1月12日です。以下、番号2から番号9番までは、〇〇〇〇の規模縮小に伴う解約です。内容についてはご確認をお願いします。番号10。貸人、湧水町田尾原 〇〇〇〇。借人、鹿児島市 〇〇〇〇。土地の所在 湧水町稲葉崎字灰床〇〇〇〇 地目は田 面積は〇〇〇〇㎡であっせん等の希望は有です。契約の期間は平成30年12月1日から令和10年11月30日。番号10。貸人 湧水町恒次 〇〇〇〇。借人、湧水町恒次 〇〇〇〇。土地の所在 湧水町恒次字新竿〇〇〇〇 地目は畑 面積は〇〇〇〇㎡ であっせん等の希望は無です。契約の期間は平成30年6月26日から令和10年6月30日。解約の理由は土地を売買するため。利用権の種類は賃借権。土地の引渡しの時期は令和6年1月16日です。番号12。貸人、湧水町木場 〇〇〇〇。借人、湧水町木場 〇〇〇〇。土地の所在、湧水町木場字肥〇〇〇〇、地目は畑、面積は〇〇〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間は令和5年5月1日から令和15年4月30日。解約の理由は耕作者を変更するため。利用権の種類は賃借権。土地の引渡しの時期は令和6年1月19日です。番号13。貸人、霧島市国分 〇〇〇〇。借人、湧水町川西 〇〇〇〇。土地の所在 湧水町鶴丸字谷口〇〇〇〇、地目は田、面積は〇〇〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間は令和5年1月24日から令和15年1月31日。解約の理由は土地を売買するため。利用権の種

類は賃借権。土地の引渡しの時期は令和6年1月22日です。番号14。貸人，湧水町木場 ○○○○。借人，湧水町米永 ○○○○。土地の所在 湧水町米永字下別府○○○○，地目は田，面積は○○○○㎡ 外2筆 計3筆 ○○○○㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間は平成26年3月25日から令和6年12月31日。解約の理由は耕作者を変更するため。利用権の種類は使用賃借権。土地の引渡しの時期は令和6年1月31日です。番号15。貸人，湧水町北方 ○○○○。借人，湧水町木場 ○○○○。土地の所在 湧水町北方字麦生田○○○○，地目は田，面積○○○○㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間は令和4年6月24日から令和9年4月30日。解約の理由は耕作者がケガをして耕作出来なくなったため。利用権の種類は賃借権。土地の引渡しの時期は令和6年2月1日です。番号16。貸人，湧水町米永 ○○○○。借人，湧水町米永 ○○○○。土地の所在 湧水町米永字遠目ヶ尾○○○○，地目は畑，面積○○○○㎡。あっせん等の希望は有です。契約の期間は令和3年4月26日から令和6年4月30日。解約の理由は経営計画変更(規模縮小)のため。利用権の種類は賃借権。土地の引渡しの時期は令和6年2月1日です。番号17。貸人，湧水町米永 ○○○○。借人，湧水町木場 ○○○○。土地の所在 湧水町米永字平川○○○○，地目は田，面積○○○○㎡。あっせん等の希望は有です。契約の期間は令和3年4月26日から令和6年4月30日。解約の理由は耕作者を変更するため。利用権の種類は賃借権。土地の引渡しの時期は令和6年2月6日です。番号18。貸人，湧水町米永 ○○○○。借人，湧水町木場 ○○○○。土地の所在 湧水町米永字芹牟田○○○○，地目は田，面積○○○○㎡ 外1筆 計2筆 ○○○○㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間は令和5年1月24日から令和15年1月31日。解約の理由は耕作条件が悪いため(機械の進入が難しい)ため。利用権の種類は賃借権。土地の引渡しの時期は令和6年2月6日です。番号19。貸人，鹿児島市 ○○○○。借人，湧水町木場 ○○○○。土地の所在 湧水町北方字○○○○，地目は田，面積○○○○㎡ 外2筆 計3筆で○○○○㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日。解約の理由は農業廃止のため。利用権の種類は賃借権。土地の引渡しの時期は令和6年2月6日です。番号20。貸人，湧水町木場 ○○○○。借人，湧水町木場 ○○○○。土地の所在 湧水町木場字上小城○○○○，地目は畑，面積○○○○㎡ 外3筆 計4筆で○○○○㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間は令和2年1月1日から令和6年12月31日。解約の理由は耕作者が体調不良のため。利用権の種類は賃借権。土地の引渡しの時期は令和6年2月5

日です。番号21。貸人，伊佐市菱刈 ○○○○。借人，湧水町川添 ○○○○。土地の所在 湧水町川西字須行○○○○，地目は田，面積○○○ m^2 。あっせん等の希望は有です。契約の期間は令和3年7月26日から令和13年7月31日。解約の理由は耕作条件が悪いため。利用権の種類は賃借権。土地の引渡しの時期は令和6年2月7日です。番号22。貸人，湧水町木場 ○○○○。借人，湧水町米永 ○○○○。土地の所在 湧水町米永字西玉○○○○，地目は田，面積○○○○ m^2 外1筆 計2筆で○○○○ m^2 。あっせん等の希望は有です。契約の期間は令和2年3月25日から令和12年3月31日。解約の理由は耕作者がケガをして耕作出来なくなったため。利用権の種類は賃借権。土地の引渡しの時期は令和6年2月6日です。以下，番号23から番号24までは○○氏の同じ解約理由によるものです。内容についてはご確認をお願いします。番号25。貸人，始良市 ○○○○。借人，湧水町米永 ○○○○。土地の所在 湧水町米永字下床並○○○○，地目は田，面積○○○○ m^2 外1筆 計2筆で○○○○ m^2 。あっせん等の希望は有です。契約の期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日。解約の理由は土地を売買したいため。利用権の種類は賃借権。土地の引渡しの時期は令和6年2月9日です。番号26。貸人，湧水町川西 ○○○○。借人，○○○○。土地の所在 湧水町川西字新中野○○○○，地目は田，面積○○○○ m^2 。あっせん等の希望は無です。契約の期間は令和2年2月1日から令和12年1月31日。解約の理由は規模縮小のため。利用権の種類は使用賃借権。土地の引渡しの時期は令和6年3月30日です。番号27。貸人，名古屋市 ○○○○。借人，鹿児島市 ○○○○。土地の所在 湧水町川添字梶原○○○○，地目は田，面積○○○○ m^2 。あっせん等の希望は無です。契約の期間は令和元年12月1日から令和11年11月30日。解約の理由は土地を売買するため。利用権の種類は賃借権。土地の引渡しの時期は令和6年3月30日です。番号28。貸人，湧水町木場 ○○○○。借人，鹿児島市 ○○○○。土地の所在 湧水町恒次字御前野○○○○，地目は畑，面積○○○○ m^2 。あっせん等の希望は無です。契約の期間は平成28年12月31日から令和8年12月30日。解約の理由は所有者が自作を希望するため。利用権の種類は賃借権。土地の引渡しの時期は令和6年3月30日です。以上です。

議 長
2 番

只今の事務局の説明に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
2番○○がお尋ねします。○○委員にお尋ねしたいのですが，合意解約が○○○○で約1丁2反くらい出ていますが，あっせん等の希望が有になっていますが，自分の担当地区であるため，あっせん委員になると思うのですが，それについてはどのように考えておられますか。

14番 14番〇〇です。今回合意解約した理由は、父と二人でやっていたのですが、父が数年前に大病を患って手術をして、その後頑張るつもりで借りたのですが、やはり体調がすぐれないのがあって、返すことになりました。今後は、〇〇推進委員が次の耕作者を見つけてくれている状態でありませう。

2番 〇〇委員と〇〇委員が担当することになると思われますが、3人で話し合いがあったのですか。解約する前に、話し合いがあったのか教えてもらえないですか。

14番 合意解約する前に、事前に相談させていただきました。

2番 了解しました。

1番 1番です。番号10。これは、水路の破損による耕作不能のために合意解約したということですが、あっせん希望が有になっています。これは田として貸したいのか、畑として貸したいのか、売りたいのか。どうなのでしょう。

事務局 これについては、本人に確認いたします。

議長 他にありませんか。

10番 10番〇〇です。4ページの番号16。面積が〇〇〇〇㎡となっていますが、合計が〇〇〇〇㎡となっています。

事務局 面積の「〇〇〇〇㎡」を、「〇〇〇〇㎡のうち〇〇〇〇㎡」に修正をお願いします。

議長 他にありませんか。

(なしの声)

議長 他に無ければ、以上で合意解約申出書を終わります。次に、農地法第3条の3第1項の規定による届出書が3件提出されています。事務局の説明を求めます。

事務局 7ページです。農地法第3条の3第1項の規定による届出書が3件です。番号1。権利取得者、湧水町木場 〇〇〇〇。権利取得日、令和5年11月9日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、幸田小豆田 〇〇〇〇 地目は田 面積は〇〇〇〇㎡ 外2筆 田2筆 畑1筆の計3筆 合計面積〇〇〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号2。権利取得者、湧水町木場 〇〇〇〇。権利取得日、令和5年11月30日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、木場渕ノ子山 〇〇〇〇 〇 地目は田 面積は〇〇〇〇㎡ 外1筆 計2筆 合計面積〇〇〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号3。権利取得者、湧水町木場 〇〇〇〇。権利取得日、令和4年2月10日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、北方原牟田 〇〇〇〇 地目は田 面積は〇〇〇〇㎡。外2筆 田2筆 畑1筆の計3筆 合計面積は〇〇〇〇㎡。あっせ

ん等の希望は無です。以上です。

議長 只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声)

議長 無ければ、以上で農地法第3条の3第1項の規定による届出書を終わります。以上で事務局報告を終わります。

議長 次に付議事件及び順序について に移ります。日程第1 議案第68号 農業経営基盤強化促進法の資格審査について を議題とします。まず利用権設定の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局 8ページです。日程第1 議案第68号。農業経営基盤強化促進法の資格審査について。(1) 利用権設定 整理番号1号から49号です。下の表の地区別集計表をご覧ください。左側の利用権設定の部分です。合計だけ申し上げます。田 104,323 m², 畑 16,584 m² 小計 120,907 m²です。次に9ページです。総括表になります。こちらも合計だけ申し上げます。賃借権の田が 82,203 m², 畑が 15,398 m²。使用貸借の田が 22,120 m², 畑が 1,186 m²となります。詳細については10ページから23ページに記載してありますのでお目通しください。以上です。

議長 まず整理番号1号から整理番号11号を審査します。整理番号1号から整理番号11号については、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に、7番〇〇委員が抵触しますので、退席を求めるため、暫時休憩します。

(〇〇委員退席)

議長 休憩を閉じ会議を開きます。整理番号1号から整理番号11号について、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号1号から整理番号11号については、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。整理番号1号から整理番号11号については、承認することに決定しました。

議長 〇〇委員の出席を求めるため、暫時休憩します。

(〇〇委員着席)

議長 次に、整理番号12号を審査します。整理番号12号については、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に、2番〇〇委員が抵触しますので、退席を求めるため、暫時休憩します。

(〇〇委員退席)

議長 休憩を閉じ会議を開きます。整理番号12号について、ご質問ご意見等ご

ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号12号については、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号12号については、承認することに決定しました。

議 長 ○○委員の出席を求めるため、暫時休憩します。

(○○委員着席)

議 長 休憩を閉じ会議を開きます。次に、整理番号13号から整理番号49号を審査します。整理番号13号から整理番号49号について、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号13号から整理番号49号については、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号13号から整理番号49号については、承認することに決定しました。以上で利用権設定の審査を終わります。

議 長 次に、所有権移転の審査を行います。整理番号1号から整理番号5号について、事務局の説明を求めます。

事務局 8ページをご覧ください。今度は、所有権移転です。地区別集計表の真ん中をご覧ください。合計は田のみの8,894㎡です。次に25ページをお開きください。議案第68号。農業経営基盤強化促進法の資格審査について。

(2)所有権移転です。申し訳ありませんが、始めに修正をお願いします。整理番号1号から整理番号5号までの譲渡人と譲受人の欄が、貸人と借人となっております。申し訳ありませんが、番号1号から5号まで全て、渡人、受人に修正をお願いします。申し訳ございませんでした。それでは、整理番号1。土地の所在、中津川字田ノ神ノ下○○○○ 地目は登記及び現況ともに田、農振内農地で面積○○○○㎡ 外1筆 計2筆で○○○○㎡。渡人、鹿児島市 ○○○○。受人、湧水町中津川 ○○○○。経営面積は○○○○㎡です。利用目的は水稻で、無償譲渡です。移転時期及び引渡時期は令和6年2月27日。受人は認定農業者です。次に、整理番号2。土地の所在、鶴丸字谷口○○○○ 地目は登記及び現況ともに田、農振内農地で面積○○○○㎡です。渡人、霧島市国分 ○○○○。受人、湧水町川西 ○○○○。経営面積は○○○○㎡です。利用目的は水稻で○○万円です。移転時期及び引渡時期は令和6年2月27日。受人は認定農業者で

す。次に、整理番号3。土地の所在，鶴丸字河間〇〇〇〇 地目は登記及び現況ともに田，農振内農地で面積〇〇〇〇㎡です。渡人，福岡県 〇〇〇〇。受人，湧水町川西 〇〇〇〇。経営面積は〇〇〇〇㎡です。利用目的は水稻で〇〇万円です。移転時期及び引渡時期は令和6年2月27日。受人は認定農業者です。次に、整理番号4。土地の所在，鶴丸字河間〇〇〇〇 地目は登記及び現況ともに田，農振内農地で面積〇〇〇〇㎡です。渡人，湧水町鶴丸 〇〇〇〇。受人，湧水町川西 〇〇〇〇。経営面積は〇〇〇〇㎡です。利用目的は水稻で〇〇万円です。移転時期及び引渡時期は令和6年2月27日。受人は認定農業者です。次に、整理番号5。土地の所在，鶴丸字山角〇〇〇〇 地目は登記及び現況ともに田，農振内農地で面積〇〇〇〇㎡ 外1筆 計2筆で〇〇〇〇㎡です。渡人，湧水町中津川 〇〇〇〇。受人，湧水町川西 〇〇〇〇。経営面積は〇〇〇〇㎡です。利用目的は水稻で反当〇〇万円です。移転時期及び引渡時期は令和6年2月27日。受人は認定農業者です。以上です。

議長 順を追って審議します。まず整理番号1号につきましては、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に、5番〇〇委員が抵触しますので、退席を求めるため暫時休憩します。

(〇〇委員退席)

議長 休憩を閉じ、会議を開きます。

議長 整理番号1号については、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

11番 11番〇〇が報告します。農業経営基盤強化促進法に係る議案第68号整理番号1号の現地調査の報告をいたします。申請地，申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の1ページから5ページをご参照ください。申請内容は、売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況は、良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては、受人の農業経営の規模など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の要件を満たしていることを確認し、適格者であると判断しました。以上報告いたします。

議長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号1号については、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。整理番号1号については、承認することに決定しました。

- 議 長 ○○委員の出席を求めるため暫時休憩します。
(○○委員着席)
- 議 長 休憩を閉じ、会議を開きます。次に、整理番号2号を審査します。整理番号2号につきましても、現地調査が行われておりますので、調査委員の報告をお願いします。
- 1 1 番 1 1 番○○が報告します。農業経営基盤強化促進法に係る議案第68号整理番号の2の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の1ページ、6ページ、7ページをご参照ください。申請内容は、売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況は、良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては、受人の農業経営の規模など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の要件を満たしていることを確認し、適格者であると判断しました。以上報告いたします。
- 議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号2号については、承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。整理番号2号については、承認することに決定しました。
- 議 長 次に、整理番号3号を審査します。整理番号3号につきましても、現地調査が行われておりますので、調査委員の報告をお願いします。
- 1 2 番 1 2 番○○が報告します。農業経営基盤強化促進法に係る議案第68号整理番号の3の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の1ページ、8ページ、9ページをご参照ください。申請内容は、売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況は、良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては、受人の農業経営の規模など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の要件を満たしていることを確認し、適格者であると判断しました。以上報告いたします。
- 議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号3号については、承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。整理番号3号については、承認することに決定しま

した。

議 長 次に、整理番号4号を審査します。整理番号4号につきましても、現地調査が行われておりますので、調査委員の報告をお願いします。

1 2 番 1 2 番〇〇が報告します。農業経営基盤強化促進法に係る議案第68号整理番号の4の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の1ページ、10ページ、11ページをご参照ください。申請内容は、売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況は、良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては、受人の農業経営の規模など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の要件を満たしていることを確認し、適格者であると判断しました。以上報告いたします。

議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号4号については、承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号4号については、承認することに決定しました。

議 長 次に、整理番号5号を審査します。整理番号5号につきましても、現地調査が行われておりますので、調査委員の報告をお願いします。

1 1 番 1 1 番〇〇が報告します。農業経営基盤強化促進法に係る議案第68号整理番号の5の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の1ページ、12ページ、13ページをご参照ください。申請内容は、売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況は、良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては、受人の農業経営の規模など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の要件を満たしていることを確認し、適格者であると判断しました。以上報告いたします。

議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号5号については、承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号5号については、承認することに決定しました。

議 長 以上で、農業経営基盤強化促進法の資格審査について を終わります。

議長 次に、日程第2農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題とします。議案第69号から議案第71号までの3議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 27ページです。日程第2農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について。議案第69号。権利，所有権移転。土地の所在，川西字前畑〇〇〇〇，地目は畑，農振内，面積は〇〇〇〇㎡です。渡人，千葉県浦安市 〇〇〇〇。受人，湧水町川西 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇〇〇㎡です。労力総数3。申請事由 規模拡大。売買価格は〇〇万円です。次に議案第70号。権利，所有権移転。土地の所在，恒次字新竿〇〇〇〇 登記地目は畑 現況は田で，農振内 面積は〇〇〇〇㎡です。渡人 湧水町恒次 〇〇〇〇。受人 湧水町恒次 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇〇〇㎡です。労力総数2。申請事由は規模拡大。売買価格は〇〇万円です。次に議案第71号。権利，所有権移転。土地の所在，北方字京田〇〇〇〇地は田 農振内 面積は〇〇〇〇㎡です。渡人，湧水町木場 〇〇〇〇。受人，湧水町北方 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇〇〇㎡です。労力総数1。申請事由 規模拡大 売買価格は〇〇万円です。以上です。

議長 農地法第3条の許可区分は，湧水町農業委員会です。順を追って審議します。まず議案第69号について審議します。議案第69号については，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。

12番 12番〇〇が報告します。農地法第3条に係る議案第69号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の14ページから16ページをご参照ください。調査事項の中で，現況地目は畑です。地域との調和要件は，すべて整っており特に問題はありません。指導事項については，特にありませんでした。調査意見は，許可相当と見ました。以上報告します。

議長 只今の説明報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等なければ，議案第69号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め，許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第69号につきましては，許可相当と認め許可することに決定しました。

議長 次に議案第70号について審議します。議案第70号についても，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。

9番 9番〇〇が報告します。農地法第3条に係る議案第70号の現地調査の報

告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の17ページから19ページをご参照ください。調査事項の中で，現況地目は田です。地域との調和要件は，すべて整っており特に問題はありません。指導事項については，特にありませんでした。調査意見は，許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の説明報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ，議案第70号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め，許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第70号につきましては，許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に議案第71号について審議します。議案第71号についても，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。

9 番 9番〇〇が報告します。農地法第3条に係る議案第71号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の17ページ，20ページ，21ページをご参照ください。調査事項の中で，現況地目は田です。地域との調和要件は，すべて整っており特に問題はありません。指導事項については，特にありませんでした。調査意見は，許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の説明報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ，議案第71号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め，許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第71号につきましては，許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 以上で，農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について を終わります。

議 長 次に，日程第3 令和6年度農作業標準賃金及び農作業標準作業料金の決定について を議題とします。議案第72号を上程します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 説明の前に，資料につきまして，文字が隠れている部分がありましたので，申し訳ございませんが別で配布しております議案書をご覧ください。

それでは日程第3 議案第72号。令和6年度農作業標準賃金及び農作業標準作業料金の決定についてです。2月13日に農作業標準賃金調査検討会を開催いたしました。検討会では、令和6年度の作業賃金及び作業料金について議案書のとおり決定いたしました。はじめに改定をすることとなりました理由について説明させていただきます。まず(1)農作業標準賃金の方ですが、こちらは農業者の方が、作業員を臨時で雇用する際に目安となる一人当たりの賃金となっております。昨年10月に鹿児島県の最低賃金が1時間あたり853円から897円へ改定がありました。令和5年度より一日あたり352円あがっておりますので、令和6年度は一日あたり8時間7,176円に見直すものです。次に(2)農作業標準作業料金についてです。農業者の方が他の農業者へ農作業を委託する際に支払う委託費の目安となる価格です。近年燃料価格、農業用資材、機械等の高騰により農作業を委託される方の負担が大きいため昨年度は500円を目途に引き上げました。今年度も物価は上がっておりますが、近隣市町村が今年は改定の見合わせが多いことと、本町も昨年度大幅に上げたことにより、令和6年度の農作業標準作業料金については見合わせるということで、検討会で決定したところです。以上です。

議長 2番 先ず令和6年度農作業標準賃金について、ご意見ご質問等ございませんか。2番〇〇です。この7,176円について、7,200円とか一定の額を提示して、しばらくは改定しなくてもいいような額を設定したほうがよいのではないかと思います。

事務局 わかりやすいのは、確かに100円単位とかだと思っておりますが、こちらの金額については「7,176円～」となっておりますので、これを最低価格として当事者で決めていただく方がいいのではないかと考えております。またこの最低賃金も、今後ますます上がっていくと思っておりますので、7,500円とかに決めても2～3年で改正する必要があると思っております。これを最低金額として、後は個々で決めたほうがよいのではないかと考えております。

議長 他にありませんか。
(なしの声あり)

議長 他にご質問・ご意見等がなければ、令和6年度農作業標準賃金については、昨年10月に鹿児島県最低賃金が、1時間あたり853円から897円に改定されたことに伴い、最低額を7,176円に引き上げるとともに、圃場条件や作業の質及び量を考慮して双方で決められるよう上限を決めない設定とすることにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。それでは、令和6年度農作業標準賃金については、

1日7,176円からということで決定しました。次に、令和6年度農作業標準作業料金について、ご質問ご意見等ございませんか。

議長 ご質問・ご意見等がなければ、農作業標準作業料金につきましては、令和5年度と同額とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。令和6年度農作業標準作業料金につきましては、令和5年度と同額とすることに決定しました。以上で、令和6年度農作業標準賃金及び農作業標準作業料金の決定について を終わります。

議長 次に、その他農政一般事項についてですが皆様方から何かございませんか。
(なしの声あり)

議長 なければ、以上で終わります。以上で、本日付議されました議案は全部終了いたしました。これで、第8回湧水町農業委員会定例総会を閉会します。

(閉会) 午前10時00分